平成28年度第2回
評議会資料＃1

平成29年度保険料率について

平成28年10月27日

1. 保険料率の推移

	平成20年度	平成21年 8月まで	平成21年 9月から	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国平均	8. 20	8. 20	8. 20	9. 34	9. 50	10. 00	10. 00	10. 00	10. 00	10. 00
三重支部	8. 20	8. 20	8. 19	9. 34	9. 48	9. 94	9. 94	9. 94	9. 94	9. 93
激変緩和前	―	―	8. 05	9. 28	9. 40	9. 83	9. 87	9. 80	9. 78	9. 82
本来の激変緩和	―	―	1／10	2／10	3／10	4／10	5／10	6／10	7／10	8／10
現在の激変緩和	―	―	1／10	1. 5／10	2. 0／10	2. 5／10	2. 5／10	2. 5／10	3. 0／10	4. 4／10
支援策				財政特例措置 （3か年）	財政特例措置 （3か年）	財政特例措置 （3か年）	財政特例措置 （2年延長）	財政特例措置 （2年延長）	後期高齢者支援金の総報酬割 （1/2）	後期高齢者支援金の総報酬割 （2/3） ※平成29年度は全額
特記事項				H23.3.11 東日本 大震災		署名活動 全国大会		支部大会 全国大会		

２－1. 過去の評議会意見

平成25年度保険料率に対して

1	来年度の国庫補助率が決まっていない現状では、議論をするタイミングではない。国庫補助率が16．4%の場合、または20%の場合等の過程で議論しても意味がない。	前提条件
2	中期的財政運営が本当に実現可能か。これが確かでないと、準備金について議論しても絵に描いた餅になる。	前提条件
3	平成25年度については、当初の予定内のものを実行するため、今見直すタイミングではない。しかし、制度の延長により本来の主旨が変わってきていると思う。年限を区切って、激変緩和なのか恒常的な地域格差の緩和なのか主旨を明確にし、国と全国の協会けんぽで責任を持って検討していただきたい。	激変緩和
4	変更時期を遅らせると、さらなる保険料率の上昇が考えられる。これ以上の保険料率の上昇を避けるためにも4月納付分からが妥当と考える。	納付時期

平成26年度保険料率に対して

1	今後の中小企業の存続にかかわる問題として、国庫補助率20%等の要望事項を協力に訴求していただきたい。	制度改正
2	平均保険料率を10%に維持することが基本。平均保険料率10%を最低限、現状維持すべき。	保険料率
3	激変緩和措置は都道府県別の本来の目的が揺らぐため、当初の計画どおり遂行すべき。	激変緩和

２－２. 過去の評議会意見

平成27年度保険料率に対して

1	現状維持（国庫補助率16．4%）のもと、準備金が法定準備金を下回るまでは、平均保険料率の10.0%を維持すべきであると考える。	保険料率
2	この度の医療保険制度改正で、本則上の下限が13%と設定されたため、13%に引下げられることがないように、あくまで16．4%が最低限であると声をあげていく必要がある。	制度改正
3	激変緩和率については、各評議会の意見を聞くと一方では無くすべきだ、他方では拡大すべきだという意見がでるのは当然である。運営委員会で責任をもって議論すべき案件である。	激変緩和率

平成28年度保険料率に対して

1	少子高齢化による長期的・構造的問題があるため、先手先手で政策を打つべきであり、したがって、保険料率を下げる短期スパンではなく、保険料率を固定する長期スパンで保険料率を判断すべきである。	保険料率
2	国庫補助率が当分の間16．4%と据え置きとされた中では、終了期限を見据えて激変緩和措置を行うべきであり、本来あるべき都道府県別保険料に戻すべき時期に来ていると考える。	激変緩和
3	単年度収支差で黒字額が出た分について16．4%が国庫補助から減額される現行制度の廃止、縮小を評議会意見としたい。	制度改正

３．平成29年度保険料率に関する論点

【論点1】 平成29年度保険料率について

平成29年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○直近5年間の収支見通し（28年9月試算）等も踏まえて、29年度保険料率についてどう考えるか。

※9月15日の運営委員会では、大きく以下の意見に分かれた。

①依然として協会の財政の脆弱性は残っている。安定した医療保険運営を行っていくためにも、平均保険料率の10％は維持すべき。

②単年度収支の考え方を重視するべきであり、仮に9．8％まで引き下げたとしても複数年度は法定準備金を上回る水準を維持できるのであるから、一旦平均保険料率を引き下げることも選択肢のひとつではないか。

【論点2】 激変緩和措置について

平成29年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○平成29年度の激変緩和措置についてどう考えるか。

※平成28年度の激変緩和率は4．4／10。当該期限（平成32年3月31日）までに均等に引き上げていく場合の毎年の激変緩和率は、1．4／10ずつ引き上げ5．8、7．2、8．6、平成32年度で10／10となります。

※なお、支部間のインセンティブ制度については、制度開始は平成30年度からとなるものの、実際の保険料率への反映は平成32年からとなるため、激変緩和措置（解消の期限は平成31年度末）と重複する期間はありません。

【論点3】 変更時期について

保険料率の変更時期は、平成29年3月分（4月納付分）からでよいか。

４－1．５年収支見通し（平成28年度～平成32年度）について

① 平成27年度の協会けんぽ（医療分）の決算を足元とし、一定の前提をおいて、**平成32年度までの5年間の収支見通し（機械的試算）**を行った。

②**平成28年度と平成29年度の被保険者数等は**、平成25年度から平成27年度の被保険者数等の実績を勘案し、平成30年度以降は、「日本の将来推計人口」（平成24年1月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

③**平成28年度と平成29年度の賃金上昇率は**、平成25年度から平成27年度の標準報酬月額の実績を勘案した上で推計を行った。

④**平成30年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。**

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
Ⅰ　低成長ケース（注）	１．４％	１．３５％	１．３％
Ⅱ　０％で一定	０％	０％	０％
Ⅲ　過去10年間の平均で一定	▲０．２％	▲０．２％	▲０．２％

（注）低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（平成26年6月）における低成長（ケースF～ケースH）にも用いられているものである。

⑤**医療給付費については、平成27年度における高額新薬の影響を鑑み、次のケースの前提をおいた。**

平成25年度から平成27年度の協会けんぽ等の医療費の伸びの実績等を勘案したケース（平成27年度における高額新薬の影響を含む）

⑥法定準備金として保有すべき額の**平成29年～32年度の粗い見通し**は以下の通り。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
７，１００	７，３００	７，５００	７，６００

（参考）　協会けんぽは保険給付費や高齢者拠出金等（国庫補助の額を除く）の1ヵ月分の準備金を積み立てなければならない（健康保険法施行令第46条第1項）。

４－２．５年収支見通し（平成28年度～平成32年度）について

試 算 結 果

① 現在の保険料率（１０％）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
Ⅰ 低成長ケース ×０．５	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,300	3,100	2,400	1,700	500
	準備金	17,400	20,600	23,000	24,700	25,200
Ⅱ ０%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,300	3,100	1,300	▲ 300	▲2,400
	準備金	17,400	20,600	21,900	21,500	19,100
Ⅲ 過去 10 年間の平均（▲0.2%）で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,300	3,100	1,100	▲ 600	▲ 2,900
	準備金	17,400	20,600	21,700	21,100	18,100

現在の平均保険料率１０％を維持した場合であっても、収支差は年々減少し、平成３１年度ないし平成３２年度には単年度収支差が赤字となる可能性がある。

② 均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
Ⅰ 低成長ケース ×０．５	10.0%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%
Ⅱ ０%で一定	10.0%	9.6%	9.9%	10.0%	10.3%
Ⅲ 過去 10 年間の平均（▲0.2%）で一定	10.0%	9.6%	9.9%	10.1%	10.3%

仮に平成２９年度以降は平均保険料率を均衡保険料率とした場合には、平均保険料率が一旦９．６％まで下がるものの、その後は年々上昇を続け、平成 31 年度には１０％を超えるケースも見込まれる。

４－３．５年収支見通し（平成28年度～平成32年度）について

③　平成２９年度以降　９．６％

（単位：億円）

賃金上昇率		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
Ⅰ　低成長ケース ×０．５	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	4,300	▲300	▲1,100	▲1,800	▲3,000
	準備金	17,400	17,100	16,100	14,300	11,200
Ⅱ　０%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	4,300	500	▲2,100	▲3,700	▲5,800
	準備金	17,400	17,100	15,000	11,200	5,400
Ⅲ　過去１０年間の平均（▲0.2%）で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	4,300	▲300	▲2,300	▲4,000	▲6,300
	準備金	17,400	17,100	14,800	10,800	4,500

協会けんぽの準備金残高の法定準備金（給付費の １ か月分）に対する状況をみると、平成２９年度以降の平均保険料率を９．６％に据え置いた場合には、平成３２年度には法定準備金を担保できない状態となる可能性がある。

以上より

平均保険料率の引き下げは、**収支差の減少幅を拡大**させ、**収支差のマイナス及び準備金残高減少となる時期を早める。**

５－1. 平成29年度保険料率について

三重支部の予見

①平成27年度決算の結果から平成29年度の保険料率を換算すると、このままでは平成28年度保険料率より**0．02パーセント保険料率が上昇する**可能性がある。

②平均保険料率を10．0パーセントに据え置いた場合にも、三重支部保険料率は①によって**引き上げの可能性がある。**

平成27年度収支差

（単位：百万円）

	収支差		
		全国平均分	地域差分
三重支部	404	610	▲206
全　国	45,214	45,214	0

平成27年度収支差の保険料率換算

（単位：百万円/%）

	地域差分の収支差(a)	総報酬額(b)	保険料率換算(a/b)
三重支部	▲206	1,086,576	▲0.02

地域差分の収支差がプラスであれば平成29年度の収入に加算され、マイナスであれば絶対値が支出に加算される。

※上記は、平成27年度保険料率設定時に用いた平成25年都道府県単位医療費の水準を、平成27年度において上回った（当初想定よりも医療費が増加した）ことによる精算分を表す。なお、保険料率換算(a/b)は平成27年度の実績で除して算出しているが、平成29年度の保険料率算定時には平成29年度の総報酬額の見込値で除して保険料率を算定するため値が異なる場合がある。

５－２．平成29年度保険料率に関する論点

三重支部予見と全体前提（5年収支見通し）等から論点１、２、３についてどのように考えるか

【論点１】 平成29年度保険料率について

平成29年度保険料率についてどのように考えるべきか。

〇直近5年間の収支見通し（28年9月試算）等も踏まえて、29年度保険料率についてどう考えるか。

【論点２】 激変緩和措置について

平成29年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

〇平成29年度の激変緩和措置についてどう考えるか。

【論点３】 変更時期について

保険料率の変更時期は、平成29年3月分（4月納付分）からでよいか。

協会けんぽにおける保険者インセンティブについて

現　状

○　協会けんぽの運営委員会において、予防・健康づくりに等に取り組む各支部に更なる保険者機能の発揮を促すことなどを目的として、新たに支部間のインセンティブ制度を設けることを検討中。

○　インセンティブ制度については、都道府県単位保険料率のうち、後期高齢者支援金にかかる部分に評価指標を反映させることを想定。

今後のスケジュール
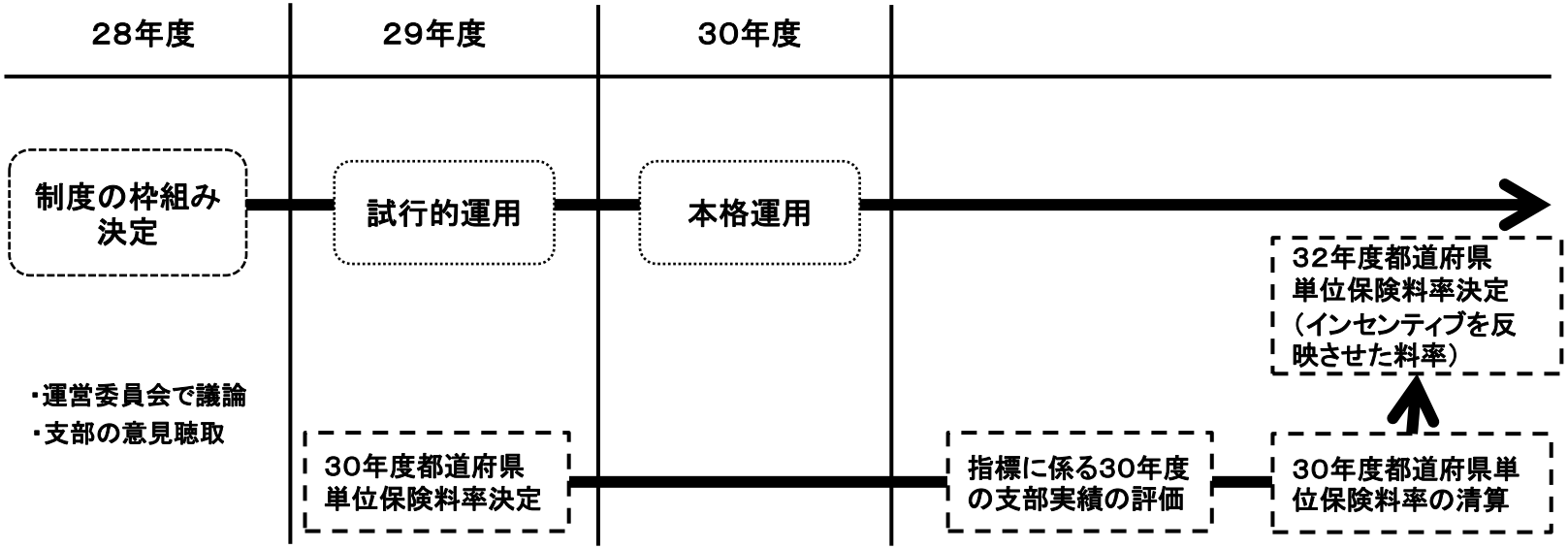
○　インセンティブ制度については、平成30年度の実績を32年度の都道府県単位保険料率（30年度の都道府県保険料率の清算）に反映することを想定している。